

## 鹿屋市1か月児健康診査受診費の償還払に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の疾病異常の早期発見と早期治療を図るため、医療機関等において実施する1か月児健康診査について、その費用の全部又は一部を償還払することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「1か月児健康診査」とは、鹿屋市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第103号）第2条に規定する1か月児健康診査をいう。

### (償還払の対象者)

第3条 償還払の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 1か月児健康診査の受診時に市内に住所を有する1か月児の保護者で、国内の産科、婦人科、産婦人科等を標榜する医療機関及び助産所（以下「医療機関等」という。）において、令和6年4月1日から同年7月31日までの間に1か月児健康診査を受診したもの
  - (2) 対象者の要件の審査のため、市が他の自治体に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること、及び医療機関等に対して受診内容等を照会することについて同意する者
  - (3) 既に他の自治体から当該申請に係る受診費に相当する給付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、治療に係る費用及び紹介状の文書作成費用に関しては、償還払の対象としない。

### (償還払の額等)

第4条 償還払の額は、実際に要した受診費の額とする。ただし、4,000円を上限とする。

2 償還払の回数は、1か月児1人につき1回とする。

### (申請等)

第5条 償還払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市1か月児健康診査受診費償還払交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等が発行した1か月児健康診査受診に係る領収書
- (2) 健康診査の内容及び料金が分かるもの（診療報酬明細書の写し等）
- (3) 振込口座が確認できるものの写し
- (4) 受診記録が確認できる書類（母子健康手帳「1か月児健康診査」欄の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の申請書兼請求書の申請期限は、1か月児健康診査受診日の翌日から令和7年3月31日までとする。

（交付決定及び方法）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、鹿屋市1か月児健康診査費償還払交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

受診者  
住 所  
電 話  
氏 名

鹿屋市1か月児健康診査受診費償還払交付申請書兼請求書

鹿屋市1か月児健康診査受診費の償還払を受けたいので、鹿屋市1か月児健康診査受診費の償還払に関する要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 円 （上限4,000円）

2 振込先

振込先	本・支店名	種別	口座番号	口座名義人
銀行	本店	普通		フリガナ
金庫	支店	当座		
農協	出張所			

受診費の償還払に係る受領に関することを下記の者に委任します。  
※口座名義が申請者と異なる場合  
受任者 住所  
氏名 印 受診者との続柄（ ）

◎添付書類等

- 医療機関等が発行した1か月児健康診査受診に係る領収書
- 健康診査の内容及び料金が分かるもの（診療報酬明細書の写し）
- 振込口座が確認できるものの写し
- 受診記録が確認できる書類（母子健康手帳「1か月児健康診査」欄の写し）

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市1か月児健康診査費償還払交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市1か月児健康診査受診費の償還払について、下記のとおり交付を決定しましたので、鹿屋市1か月児健康診査受診費の償還払に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

1 受診者

様

2 交付決定額

金 円